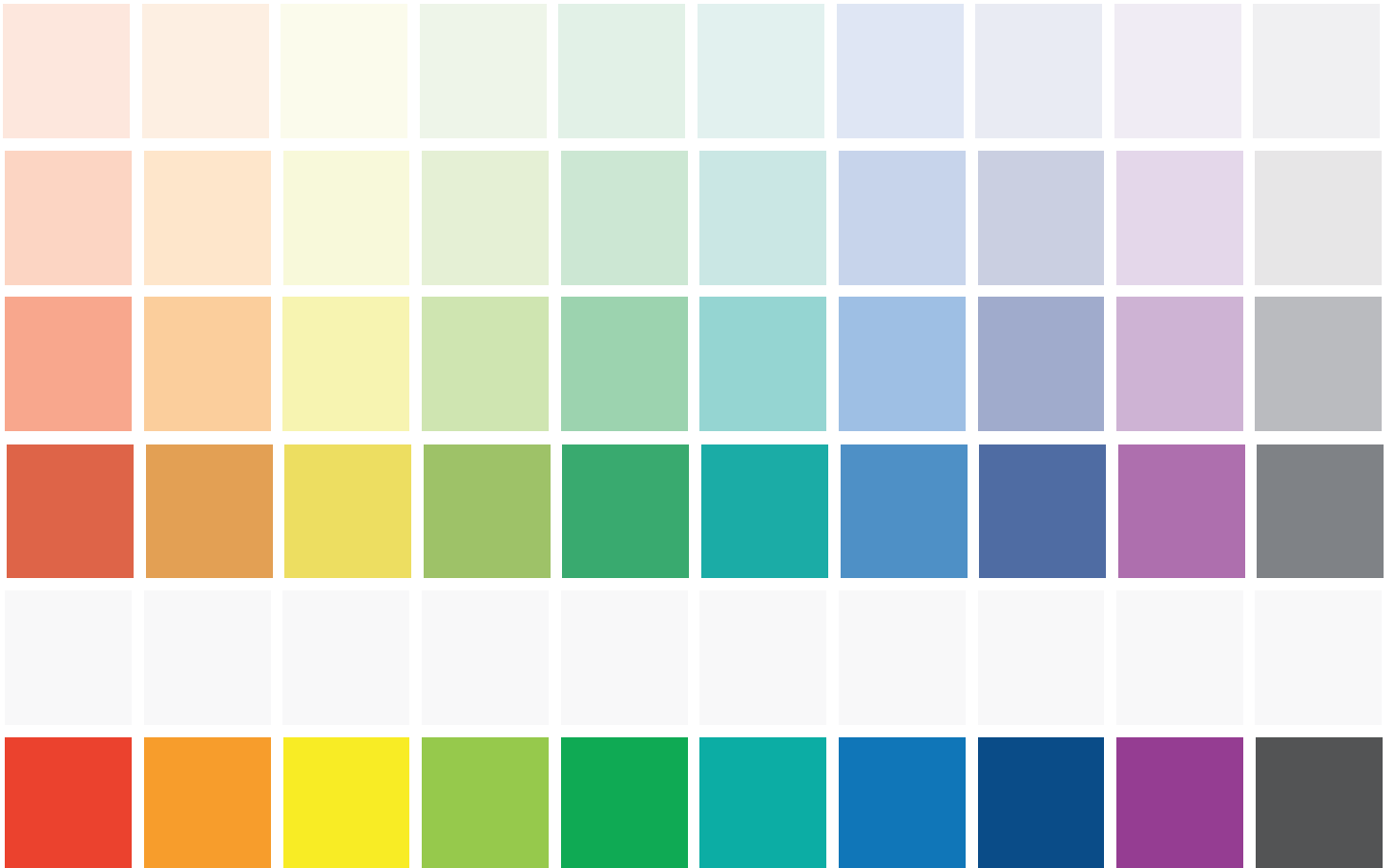


津市景観計画

景観形成基準解説書



目 次

はじめに	1
景観形成基準解説書について	
1-1. 届出対象行為	2
届出を要する行為と規模	2
特定届出対象行為	2
届出を要しない行為と規模	3
1-2. 景観法に基づく届出等の流れ	4
届出等の流れ	4
届出の受付窓口	4
2-1. 景観形成基準	5
景観形成基準の考え方	5
一般地区	5
景観形成地区、重点地区	
楠原地区	8
一身田寺内町地区	8
津駅東地区	11
津駅西地区	11
津城跡周辺地区	12
津なぎさまち・フェニックス通り地区	12
榊原温泉地区	13
多気地区	14
奥津地区	14
三多気地区	17
(参考) マンセン値とは	20
色彩基準表(別表1～4)	21
2-2. 一般地区における景観形成基準の解説	25
(1) 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	25
(2) 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	48
(3) 土石の採取又は鉱物の掘採	50
(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	52
2-3. 景観形成地区における景観形成基準の解説	53
(1) 楠原地区	53
(2) 一身田寺内町地区	59
(3) 津駅東地区	65
(4) 津駅西地区	69
(5) 津城跡周辺地区	74
(6) 津なぎさまち・フェニックス通り地区	78
(7) 榊原温泉地区	83
(8) 多気地区	87
(9) 奥津地区	93
(10) 三多気地区	99
2-4. 三多気の桜風景保全地区(中景)における景観形成基準の解説	104
別冊. 重点地区における景観形成基準の解説	
一身田寺内町地区まちなみルール&解説	
須郷の里景観保全地区まちなみルール&解説	
三多気の桜風景保全地区まちなみルール&解説	

津市景観計画について

この「景観形成基準解説書」は、津市景観計画の第6章で定めている景観形成基準について、適用されるゾーン、エリア、景観形成地区、重点地区など、また具体的な配慮内容の例などを、基準ごとに解説しています（重点地区の開設は別冊）。

津市景観計画では、市内全域を景観計画区域として、3つのゾーンと5つのエリア、10の景観形成地区、3つの重点地区に区分しており、これらの区分ごとに適用される景観形成基準も異なります。本書は、建築等の設計の際に景観配慮の検討に役立てていただくために作成しています。

